

議案第3号

埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
いたしたい。

平成30年2月8日 提出

埼玉中部資源循環組合

管理者 宮 崎 善 雄

提 案 理 由

職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情等を改めたいため

埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号参考資料

埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

人事院規則の一部改正に鑑み、埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例において、次に掲げる特別の事情に、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するもので、公布の日から施行するもの

- (1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情（第 3 条）
- (2) 育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情（第 4 条）
- (3) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情（第 10 条）

2 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 条～第 2 条の 3 略</p> <p>（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っ</u></p>	<p>第 1 条～第 2 条の 3 略</p> <p>（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>ているが、<u>当面その実施が行われないこと</u></p> <p>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>第5条～第9条 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時</u></p>	<p>_____</p> <p>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____</p> <p>_____</p> <p>_____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>第5条～第9条 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____</p>
--	--

<p><u>間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u></p> <p>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>第11条～第22条 略</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <p>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>第11条～第22条 略</p>
--	---